

令和2年4月30日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年3月分)について

令和2年3月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和2年3月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和2年3月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが88件、平成30年度が23件、平成29年度が8件、平成28年度が5件、平成27年度が6件、平成26年度以前が56件、合計186件(市区町村において発生した23件、委託業者等が発生させた27件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な157件について、一覧で事象をお示ししています。

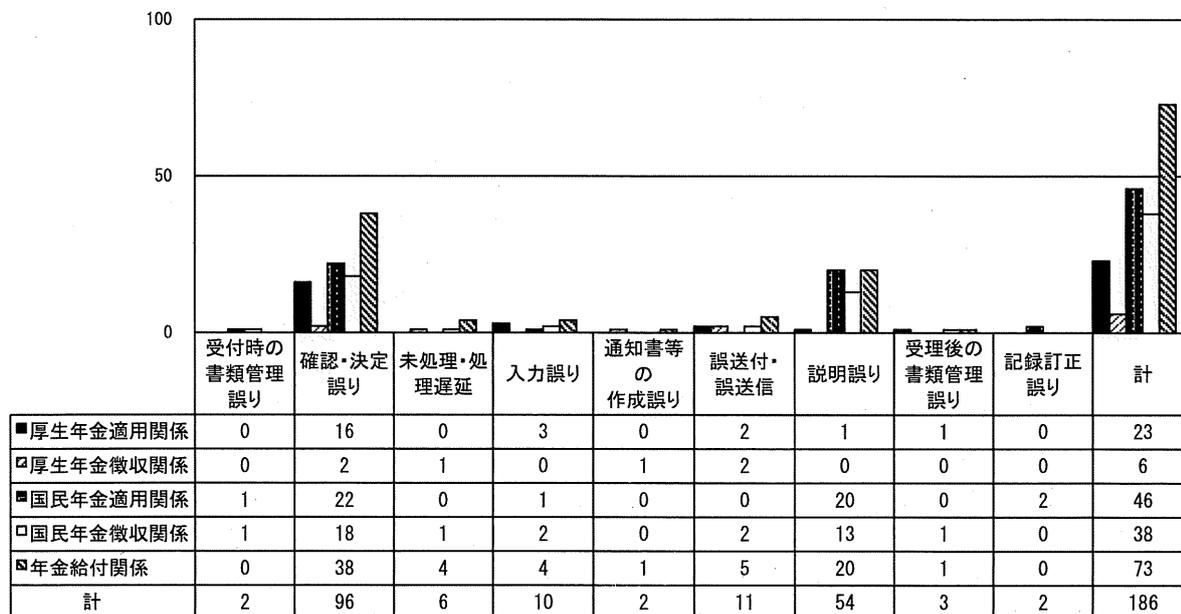
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
件数	39(9)	3	2	4(2)	2(1)	1	1(1)	4(1)	6	5(2)	8(1)	23(6)	186(50)
割合	21.0%	1.6%	1.1%	2.2%	1.1%	0.5%	0.5%	2.2%	3.2%	2.7%	4.3%	12.3%	47.3%

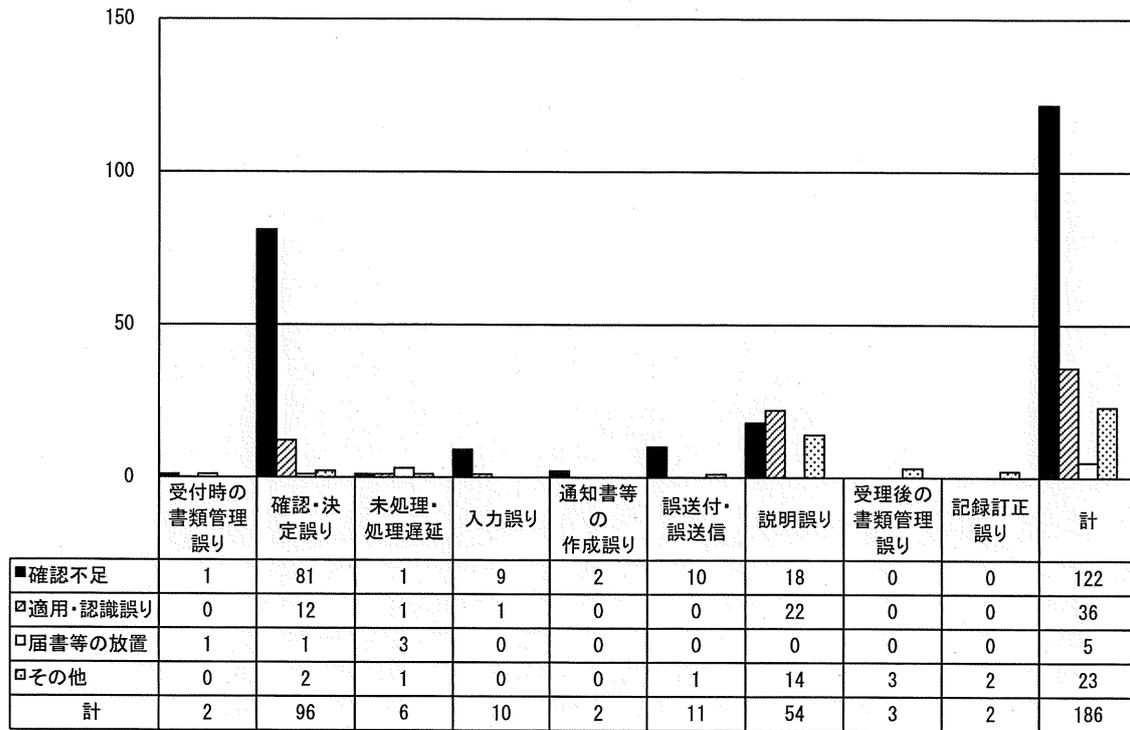
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

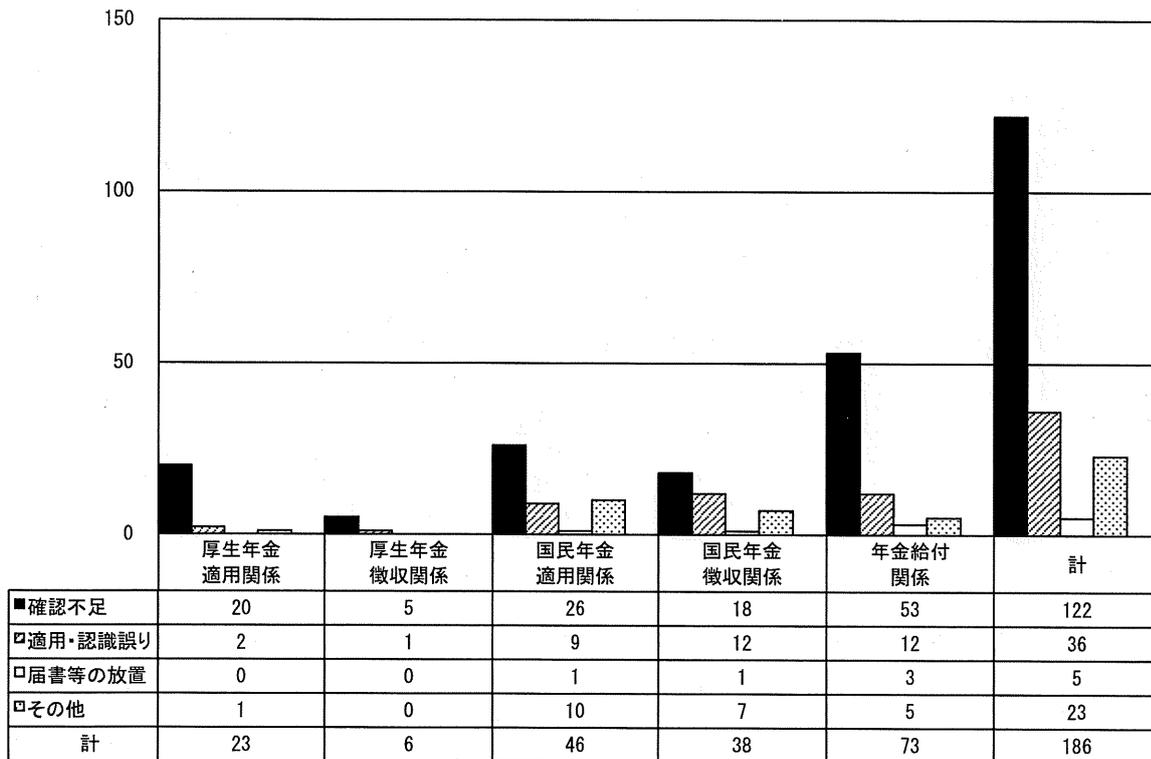
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



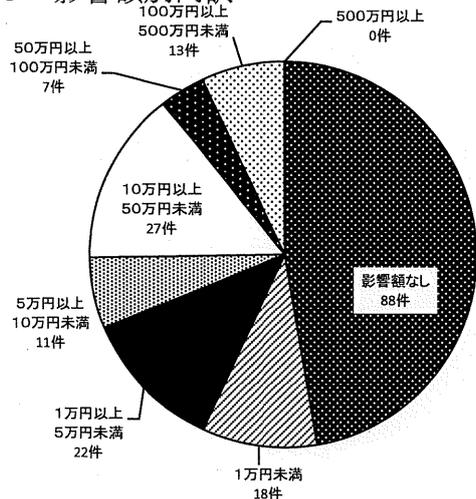
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

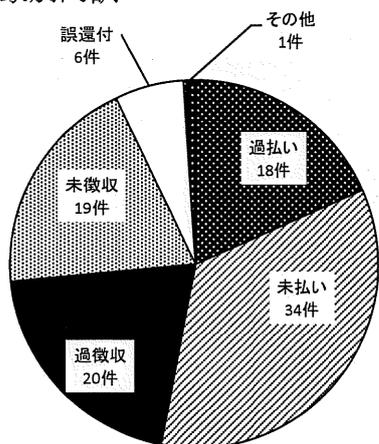


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		18	5	32	10	23	88
1万円未満		0	1	2	10	5	18
1万円以上 5万円未満		1	0	7	8	6	22
5万円以上 10万円未満		0	0	1	1	9	11
10万円以上 50万円未満		2	0	3	7	15	27
50万円以上 100万円未満		1	0	1	0	5	7
100万円以上 500万円未満		1	0	0	2	10	13
500万円以上		0	0	0	0	0	0
計		23	6	46	38	73	186

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	18件	8,072,410	448,467
未払い	34件	19,092,386	561,540
過徴収	20件	5,521,298	276,064
未徴収	19件	4,633,272	243,856
誤還付	6件	1,081,720	180,286
その他	1件	1,259,432	1,259,432
計	98件	39,660,518	404,699

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	1件	1,259,432円
---------	----	------------

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	94件	50.5%
外部	92件	49.5%
計	186件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払いの別)	令和2年4月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	5件	640万円	105,455件	606.7億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	235件	6,216万円	4,801件	12.2億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	1件	33万円	1,595件	12.9億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	4件	268万円	172件	4,098万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	82万円	102件	940万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	9件	4,097万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	36件	664万円	425件	7,422万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	249件	4,028万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	1件	10万円	24件	2,901万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	1,576件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	4件	124万円	20件	666万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	15件	1,317万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	37件	8,467万円	2,114件	21.9億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	67件	273万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	22件	4,438万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	9件	138万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	109万円	32件	2,219万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	4件	1,810万円	44件	3.7億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	289件	1,860万円	22,961件	16.7億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	23件	1,333万円	595件	7.0億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	113件	8.5億円	411件	20.4億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	1,431件	5,367万円	76,889件	14.8億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	738件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	5件	1,308万円	84件	1.3億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の令和2年3月分の事務処理誤り一覧(1～23ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～20 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 4P | 整理番号 21～26 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 5P | 整理番号 27～64 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 10P | 整理番号 65～89 |
| 5. 年金給付関係 | | 14P | 整理番号 90～157 |

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(24～26ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2020年 1月20日	2020年 2月12日	○内部点検により、資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
2			茨城	下館	2017年 5月11日	2020年 2月27日	○内部点検により、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
3			宮城	仙台広域 事務センター	2018年 2月20日	2020年 2月20日		2名	なし	0
4			東京	東京広域 事務センター	2018年 3月20日	2019年 10月15日	○お客様より問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理したため、国民年金保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	229,250
5			東京	東京広域 事務センター	2018年 10月10日	2019年 11月26日	○内部点検により、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
6			宮城	仙台広域 事務センター	2019年 4月9日	2020年 1月24日	○事業所より問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
7			愛知	名古屋広域 事務センター	2020年 3月4日	2020年 3月9日		1事業所	なし	0
8			北海道	事務センター	2020年 3月6日	2020年 3月17日	○事業所から問合せがあり、国民健康保険組合脱退について、事務処理手順の確認不足から、健康保険の資格取得の処理を行わなかったため、保険証が発行されていないことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険証を発行しました。 ●担当部署において、国民健康保険組合脱退にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
9	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2018年 8月15日	2020年 1月10日	○内部点検により、算定基礎届の報酬の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、算定基礎届の平均額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	582,394

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
10	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2019年 9月27日	2020年 1月6日	○内部点検により、算定基礎届の報酬の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、算定基礎届の平均額の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	1,258,704
11	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2020年 2月5日	2020年 3月5日	○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届の処理時に確認を誤り、被扶養者異動届の処理を不要としたため、保険証が発行されていないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。入力処理を行い、保険証を発行しました。 ●担当部署において、被扶養者異動届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
12		入力誤り	京都	事務センター	2019年 9月10日	2019年 9月17日	○お客様より問合せがあり、委託業者における被扶養者異動届の氏名の入力時の確認不足により、氏名を誤って入力したため、誤った氏名が記載された保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して被扶養者異動届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
13	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	長野	松本	2019年 12月9日	2020年 2月13日	○お客様より問合せがあり、70歳以上被用者該当届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、共済組合に誤った報酬月額が伝達され、年金の調整が正しく行われず、共済年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、70歳以上被用者該当届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
14	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2018年 12月4日	2020年 2月12日	○内部点検により、高齢任意加入の際に70歳以上被用者の不該当処理を行っておらず、賞与支払届が70歳以上被用者の処理となったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●担当部署において、高齢任意加入にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	11,728
15	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2019年 10月4日	2020年 2月27日	○内部点検により、本人記録であることの確認不足により、誤って別人の基礎年金番号を統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号統合の際の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
16	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	世田谷	2018年 10月10日	2019年 2月19日	○お客様から問合せがあり、処理手順の確認不足により、厚生年金基金記録の訂正を地方厚生局に連絡しなかったため、地方厚生局から企業年金連合会への連絡がされず、企業年金の額が見直されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、厚生年金基金記録の訂正を地方厚生局に連絡しました。 ●担当部署において、厚生年金基金記録の訂正後の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
17	厚生年金適用関係届書の誤り	入力誤り	広島	広島広域事務センター	2020年2月19日	2020年2月25日	<p>○内部点検により、委託業者における新規適用届の確認不足により、事業所整理記号を誤って入力したため、誤った事業所整理記号が記載された保険証が発行されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して新規適用届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
18	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	港	2019年11月14日	2020年1月9日	<p>○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の通知書が送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0
19			福岡	中福岡	2019年11月頃	2019年12月18日	<p>○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士宛に賞与支払届を送付するための別送・引抜リストを作成する際に確認が不足し、受託していない事業所を登録したため、受託以外の事業所の賞与支払届が誤って送付されていることが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届は回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。</p> <p>●担当部署において、別送・引抜リストを作成する際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	11社労士	なし	0
20	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	新潟	六日町	2019年2月頃	2020年1月27日	<p>○事業所から問合せがあり、書類の管理不足から被扶養者異動届が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。被扶養者異動届を再度ご提出いただき、処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
21	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	静岡	富士	2019年 9月9日	2019年 9月13日	○内部点検により、延滞金の納付書を作成する際の確認不足により、誤った金額の納付書を送付していたため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について充当の処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金の納付書を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	2,900
22			大阪	淀川	2019年 11月28日	2019年 12月2日	○内部点検により、保険料の収納状況の確認が不足し、事業所へ返却する予定の小切手を金融機関に持ち込んでいたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、小切手を金融機関に持ち込む際の手順の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
23	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	香川	高松西	2020年 1月20日	2020年 1月21日	○内部点検により、差押予告通知書を作成する際に内容確認が不足したため、差押予告期限日の元号を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、正しい元号を記載した差押予告通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書の内容確認を徹底するよう周知しました。	4事業所	なし	0
24	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	武蔵野	2019年 10月24日	2020年 1月31日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の書類が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した書類については正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
25			東京	品川	2020年 2月7日	2020年 2月12日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の書類が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した書類は回収し、正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
26	厚生年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	静岡	静岡	2019年 3月7日	2019年 8月23日	○内部点検において、基金徴収金の納付計画の変更手続きについて、進捗確認が不足し、処理が遅れたことにより、督促状が未送付となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。処理を行い督促状は発送しました。 ●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
27	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山東	1977年 5月2日	2019年 12月10日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
28			岡山	倉敷東	1994年 5月19日	2020年 2月3日		1名	なし	0
29			香川	高松東	1994年 9月30日	2019年 8月5日		1名	なし	0
30			京都	舞鶴	1982年 4月1日	2019年 8月28日	○担当部署で確認したところ、市町村において、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
31			宮城	仙台北	2016年 6月24日	2019年 6月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,760
32			長崎	長崎北	2015年 2月19日	2019年 12月17日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	33,620
33			神奈川	横浜中	2016年 3月17日	2019年 4月11日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
34			広島	広島西	2017年 4月19日	2019年 4月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	213,720

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
35	国民年金任意加入申出書の誤り	入力誤り	神奈川	事務センター	2019年 2月22日	2019年 5月7日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認が不足し、誤って口座振替の登録を取消したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	379,640
36		説明誤り	東京	杉並	2005年 3月1日	2019年 4月24日	○担当部署で確認したところ、市町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
37			京都	上京	2016年 4月19日	2019年 9月2日		2名	なし	0
38			東京	杉並	1988年 1月11日	2019年 3月18日		1名	なし	0
39			青森	青森	2018年 12月頃	2019年 11月26日	○市町村から連絡があり、市町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
40			大阪	八尾	2006年 1月頃	2020年 1月14日		1名	なし	0
41			愛媛	宇和島	2010年 4月27日	2019年 9月6日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
42			福岡	東福岡	2019年 6月27日	2019年 10月15日	○担当部署で確認したところ、市町村において、海外転入の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
43			東京	練馬	2018年 3月22日	2018年 9月28日		1名	なし	0
44			大阪	八尾	2012年 1月10日	2019年 8月13日		1名	なし	0
45			北海道	留萌	2003年 10月1日	2019年 12月16日		1名	なし	0
46			大阪	枚方	2008年 7月1日	2018年 10月5日		10名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
47	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	北海道	札幌東	2013年 7月29日	2019年 12月4日	○担当部署で確認したところ、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
48			宮城	仙台広域 事務センター	1998年 1月29日	2019年 3月29日	○市町村から連絡があり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
49			北海道	札幌東	2019年 5月頃	2019年 8月13日	○市町村から連絡があり、海外転出の際に国民年金任意加入申出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出の必要がないと誤った案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
50			岐阜	多治見	2019年 1月28日	2019年 2月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入被保険者の資格喪失届の案内をする際の確認が不足し、納付済みの前納保険料は還付されるにもかかわらず、納付済みの前納保険料は還付されないと誤った説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入被保険者の資格喪失届取扱いについて確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
51			国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2019年 2月20日	2019年 11月1日	○年金事務所から連絡があり、国民年金被保険者関係届書を処理する際の確認が不足し、一部資格記録の処理を漏らしたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金被保険者関係届書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名
52	香川	高松広域 事務センター			2017年 9月19日	2019年 11月13日	○お客様から問合せがあり、年金記録を処理する際の確認が不足し、訂正処理を漏らしたため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録補正時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	531,810
53	千葉	船橋			2017年 9月12日	2018年 11月16日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、本来必要のない年金記録の訂正処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	12,600
54	京都	京都南			2019年 10月29日	2020年 1月20日	○お客様から問合せがあり、市町村から基礎年金番号の照会があった際の確認が不足し、別人の基礎年金番号を伝えたため、別人の基礎年金番号で資格取得処理がされていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
55	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2019年8月1日	2019年11月6日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正処理を行った際、口座振替が停止となったにもかかわらず、再開の処理を行わなかったため、口座振替による納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様の説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の訂正処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	49,080
56		記録訂正誤り	神奈川	横須賀	2009年12月24日	2019年12月10日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正の際の本人確認が不足し、別人の記録を統合したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	1,400
57			和歌山	和歌山東	2007年6月頃	2019年10月23日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
58	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	2015年4月1日	2019年11月15日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しなくなった際の勧奨が漏れ、第1号被保険者への種別変更がされず、保険料が未徴収となることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	382,200
59	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年8月13日	2020年1月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
60			埼玉	埼玉広域事務センター	2018年2月9日	2020年3月17日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
61			大阪	大阪広域事務センター	2017年1月4日	2020年2月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
62	国民年金第3号(特例)届の誤り	説明誤り	大阪	堺東	2019年3月25日	2019年9月9日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、本来、提出の必要のなかった国民年金第3号(特例)届を受付し、処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書受理時の年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
63	国民年金被保険者住所変更届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台北	2019年 9月10日	2020年 2月10日	○お客様から問合せがあり、住所の確認が不足し、書類を従前の住所へ送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
64	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	静岡	富士	2020年 1月7日	2020年 2月12日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
65	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2019年 7月16日	2019年 8月5日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料追納申込書を処理する際の納付期限の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納申込書処理時の納付期限の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	11,450
66	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2019年 11月26日	2020年 1月14日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を処理する際確認が不足し、誤った期間で免除が承認されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
67		説明誤り	東京	武蔵野	2019年 4月3日	2019年 8月13日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認が不足し、継続申請取下申出の案内を漏らしたため、希望しない免除が承認され、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	50
68	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	山形	寒河江	2000年 2月頃	2019年 11月6日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
69			福島	東北福島	2003年 12月22日	2019年 10月8日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,912,140
70			埼玉	浦和	2007年 9月10日	2018年 11月8日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	7,720
71			東京	武蔵野	2011年 4月頃	2019年 7月25日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理しており、追納による保険料の納付を行っていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	314,710
72			埼玉	埼玉広域事務センター	2019年 12月13日	2020年 1月30日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	437,030

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
73	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	説明誤り	神奈川県	横浜南	2016年 12月26日	2019年 12月10日	○お客様から問合せがあり、市町村において、学校を退学した際、本来、学生納付特例不該当届として案内すべきところ、学生納付特例取消申請書として案内してしまったため、学生納付特例期間が取消されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、退学者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
74	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2019年 3月頃	2019年 9月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理を保留したため、口座振替による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	191,370
75			石川	金沢広域事務センター	2019年 9月30日	2019年 11月29日		1名	未徴収	97,340
76			石川	金沢広域事務センター	2020年 1月31日	2020年 2月6日		1名	なし	0
77			説明誤り	埼玉県	大宮	2018年 5月頃		2019年 5月31日	○お客様から問合せがあり、保険料の納付の案内をする際、口座振替による納付が行われないにもかかわらず、口座振替されると誤った案内をしたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料について現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名
78	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	説明誤り	埼玉県	春日部	2019年 3月頃	2019年 6月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の案内をする際、クレジットカードの有効期限の到来時は手続きが必要であるにもかかわらず、手続き不要と案内したため、クレジット納付による前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付について必要な案内を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,700
79	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	新潟県	長岡	2019年 9月11日	2019年 9月26日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、定額保険料の納付書を作成したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,120
80	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	大阪府	大阪広域事務センター	2020年 1月30日	2020年 1月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料還付請求書を処理をする際、確認が不足し、金融機関の統廃合があったにもかかわらず、統廃合前の金融機関名で処理を行ったため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の金融機関の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	286,930

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
81	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2019年 12月11日	2020年 2月3日	○年金事務所から連絡があり、還付請求書を作成する際の年金記録の確認が不足し、誤った期間の還付請求書を作成したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	48,960
82		入力誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2020年 2月17日	2020年 3月24日	○担当部署で確認したところ、委託業者において国民年金保険料還付請求書を処理をする際の確認が不足し、代理人欄の入力を漏らしたため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度、還付の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	49,070
83			埼玉	埼玉広域事務センター	2020年 1月6日	2020年 2月21日	○担当部署で確認したところ、委託業者において国民年金保険料還付請求書を処理をする際の確認が不足し、口座名義人の入力を誤ったため、還付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度、還付の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	16,410
84	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	群馬	前橋	2019年 9月17日	2019年 11月1日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金を領収する際に延滞金の確認を誤っていたため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料領収時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	450
85		説明誤り	兵庫	須磨	2019年 8月26日	2019年 10月9日	○お客様から問合せがあり、一部免除承認後、定額保険料の前納納付が行われた際の還付について誤った案内をしたため、希望する月からの前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、還付についての確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	520
86	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	福岡広域事務センター	2020年 1月17日	2020年 1月21日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料還付請求書を発送する際に、他のお客様の国民年金保険料還付請求書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料還付請求書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
87	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福井	福井	2020年 2月28日	2020年 3月4日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、特別催告状を発送する際に、他のお客様の納付書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した納付書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
88	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2020年 2月20日	2020年 2月20日	○市町村から連絡があり、委託業者において国民年金学生納付特例申請書の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録をしていなかったため、処理がもれていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し適切な書類の管理を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
89		未処理・処理遅延	福岡	小倉南	2019年 10月頃	2020年 1月14日	○お客様から問合せがあり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金産前産後免除該当届の進達漏れのため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	16,410

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
90	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮崎	高鍋	1990年 3月1日	2019年 1月7日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	22,129
91			新潟	六日町	2014年 4月2日	2018年 10月30日	○機構本部から連絡があり、年金記録の一部に不備があったことから、老齢年金の退職改定処理が正しく行われなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,301
92			宮城	仙台東	1994年 10月5日	2019年 8月9日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず老齢年金を決定せず脱退手当金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。脱退手当金の決定を取消した上で老齢年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,570,893
93		説明誤り	東京	板橋	2014年 7月30日	2017年 7月12日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金第3号特例届の案内をせずに受給要件がないとして年金請求書を受付しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	295,914
94	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	香川	高松東	2011年 3月24日	2018年 5月21日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	762,886
95			新潟	六日町	1995年 11月9日	2019年 8月15日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	36,883
96			新潟	六日町	2001年 2月6日	2019年 9月12日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	56,336

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
97	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	1984年 10月11日	2019年 1月29日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間について代行返上されているにもかかわらず、年金額の改定を行わなかったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,555,156
98			長崎	長崎南	1987年 8月13日	2018年 8月1日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定時に被保険者期間の登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	139,414
99			宮崎	都城	2004年 10月21日	2017年 12月14日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金第3号被保険者期間を誤った状態で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	144,640
100			福岡	八幡	2005年 6月2日	2019年 11月5日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、昭和61年4月以降の厚生年金被保険者期間については、共済組合期間と重複しないように厚生年金被保険者期間を訂正した上で老齢年金を決定すべきところ、訂正せずに老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,398
101			栃木	栃木	2011年 1月13日	2019年 8月16日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定したため、老齢厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,107,189
102			東京	葛飾	2004年 8月15日	2019年 10月23日	○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者期間と脱退手当金の支給済期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	945,535
103			岩手	一関	1985年 7月28日	2019年 8月16日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者記録の登録を一部誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,055

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
104	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2000年 11月12日	2014年 9月9日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、年金額の計算の基礎となる厚生年金期間に脱退手当金の支給済期間を含めて老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	460,625	
105			新潟	六日町	2019年 8月1日	2019年 12月25日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者記録の一部の登録を誤り老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	573	
106			神奈川	藤沢	1982年 4月頃	2019年 7月3日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、老齢厚生年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	936,127	
107			本部	中央 年金センター	1992年 3月20日	2019年 10月28日	●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,339,286	
108	老齢年金の繰上げの 誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2020年 1月9日	2020年 1月21日	○機構本部から連絡があり、年金請求書処理時の確認不足から、障害者特例に該当するため、一部繰上げの老齢年金を決定する必要がある方に対し、障害者特例に該当するかどうかの認定が行われる前に全部繰上げの老齢年金の決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の支払い開始前であったため、未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、繰上げ請求の処理を行う際は障害者特例該当の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
109			入力誤り	広島	広島広域 事務センター	2019年 12月27日	2020年 2月13日	○共済組合から連絡があり、入力項目の確認不足から、繰上げ支給の老齢基礎年金を希望していないにもかかわらず、委託業者が年金請求書の処理時に繰上げ請求の入力を行い、繰上げ支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	45,483
110			説明誤り	香川	高松東	2018年 7月13日	2019年 7月4日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金を繰上げ請求すると請求日の属する月の翌月分から年金の支給が開始されることを説明しなかったため、お客様が希望するタイミングで繰上げ請求を行うことができなくなり、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	144,836

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
111	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	北海道	帯広	2019年 7月8日	2019年 10月23日	○お客様から問合せがあり、年金請求書受付時の確認不足から、老齢厚生年金の繰下げ請求を希望している方から、老齢基礎年金を繰下げ請求する旨の年金請求書を受付し処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には繰下げ方法の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	98,865
112			群馬	太田	2019年 7月18日	2019年 9月26日	○お客様から問合せがあり、届書審査時の確認不足から、繰下げ待機を希望しているにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の請求書の処理時に繰下げ待機の登録を行わなかったことから、特別支給の老齢厚生年金だけでなく65歳から支給の年金が決定され、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	63,955
113			千葉	千葉	2019年 7月16日	2019年 10月4日	○共済組合から連絡があり、年金相談時の確認不足から、遺族年金の受給権を有しないため老齢年金の繰下げ請求ができる方に対し、遺族年金の受給権を有するため繰下げ請求ができないと判断し65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰下げ請求の相談の際は遺族年金の受給権の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,567,355
114		説明誤り	大阪	淀川	2019年 6月25日	2019年 10月18日	○お客様から問合せがあり、必要書類の確認不足から、お客様が老齢年金の繰下げ請求を希望していないにもかかわらず、窓口で誤って繰下げ請求書をお客様へ案内し受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求時の届書について再確認しました。	1名	未払い	443,959
115		神奈川	横浜中	2019年 11月7日	2020年 1月20日	○お客様から問合せがあり、必要書類の確認不足から、繰下げ支給の老齢年金の受給を希望している方に対し、年金相談センターで誤って65歳から受給するための請求書をお客様へ案内し受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●年金相談センターにおいて、繰下げ請求手続きの届書について再確認しました。	1名	過払い	1,304,092	
116		東京	武蔵野	2019年 6月4日	2019年 9月13日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、老齢厚生年金の繰下げ支給を希望している方に対し、65歳から年金を受給した場合と繰下げした場合の年金見込額の説明を誤ったため、お客様が誤認し本来の希望とは異なる65歳から年金を受給するための年金請求書を提出したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時における年金見込額の試算方法について再確認しました。	1名	過払い	1,474,600	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
117	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	船橋	2001年 11月15日	2019年 4月23日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、お亡くなりになった方が受給していた老齢年金の計算の対象となっている厚生年金被保険者記録が配偶者が受給している遺族厚生年金の計算の対象となっていないため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	466,888
118		説明誤り	千葉	船橋	2019年 12月18日	2020年 1月20日	○お客様から問合せがあり、届書受付時の確認不足から、年金相談センターにおいて遺族年金請求書を受付する際に死亡診断書の写しが必要であるにもかかわらず、説明せず請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、死亡診断書の写しを提出いただきました。 ●年金相談センターにおいて、請求書受付時に必要となる添付書類について再確認しました。	1名	なし	0
119	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2010年 1月頃	2020年 2月12日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、既に障害基礎年金を決定している方に対し、同じ障害の障害基礎年金を重複して決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、重複して決定した障害年金を取消しました。なお、年金の支払いは保留中であったため、過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
120			愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 9月11日	2020年 2月4日	○年金事務所から連絡があり、所得状況届連名簿の記載内容の確認を誤り、障害基礎年金を誤って支給停止する処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届連名簿処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,803,049
121		説明誤り	静岡	富士	2019年 8月29日	2020年 1月9日	○お客様から問合せがあり、年金相談時における納付要件の確認不足から、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、納付要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
122			長崎	長崎南	2019年 12月6日	2019年 12月9日	○担当部署において確認したところ、障害認定日の確認不足から、委託社会保険労務士が障害認定日の説明を誤ったため、障害年金請求書受付時に誤った時点の診断書をお客様から提出いただいていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、必要な診断書を再提出いただきました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
123			愛知	大曾根	2019年 6月21日	2019年 8月2日	○機構本部から連絡があり、障害認定日の確認不足から、委託社会保険労務士が障害認定日の説明を誤り、障害認定日を経過していないにもかかわらず、障害年金請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
124	再裁定の誤り	確認・決定誤り	佐賀	武雄	1991年 10月8日	2019年 6月5日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を行っていないため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,155
125			福岡	東福岡	1998年 9月6日	2018年 9月3日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定後の記録訂正処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定の処理を行っていないため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,574,857
126			大阪	豊中	2009年 2月5日	2019年 8月2日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、記録判明に伴う年金の再裁定を行う際に、厚生年金被保険者記録の一部を誤り再裁定処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	84,327
127	年金選択の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2018年 6月11日	2019年 9月30日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付したことから、お客様の意向と異なる選択処理となり、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,844
128			富山	富山	2019年 1月10日	2019年 11月5日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付したことから、お客様の意向と異なる選択処理となり、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	560,060
129			福岡	南福岡	2018年 11月22日	2019年 6月4日	○お客様から問合せがあり、傷病手当金の支給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が傷病手当金の支給状況を考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理が行われたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	939,408

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
130	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2015年12月29日	2019年11月21日	○共済組合から連絡があり、遺族共済年金の支給状況の確認不足から、届出のあった年金選択申出書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する年金について選択処理が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ年金選択申出書を回付し、選択処理が行われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族共済年金の受給権を有する方から年金選択申出書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
131		説明誤り	東京	文京	2019年8月20日	2019年12月14日	○お客様から問合せがあり、受給する年金を変更する場合、年金選択申出書を提出した時から変更となることについて十分説明しなかったため、年金選択申出書の提出が遅れ、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	109,259
132	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	荒川	2015年11月16日	2019年11月20日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足から、生計維持関係のある配偶者がいるにもかかわらず、いないものとして登録したため、65歳到達時に加給年金額の加算が行われないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には生計維持関係のある配偶者の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
133	死亡届の誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2006年5月25日	2018年9月11日	○機構本部から連絡があり、戸籍等の添付書類の確認不足から、死亡届処理時に死亡年月日を誤って登録したため、1か月分の未支給年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡届の処理時には戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	187,183
134	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	沖縄	浦添	2017年2月2日	2019年8月26日	○担当部署において確認したところ、寡婦年金の受給要件の確認不足から、寡婦年金と死亡一時金の受給権を両方満たしているにもかかわらず、お客様の意向を確認せず死亡一時金の請求書を受付したため、お客様が本来受給を希望していた寡婦年金が決定されず、死亡一時金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を確認し、寡婦年金の請求を受付するとともに、死亡一時金の決定を取消し、過払いの死亡一時金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、寡婦年金と死亡一時金の受給権を両方満たしている場合の扱いについて再確認しました。	1名	過払い	220,000
135	現況届の誤り	説明誤り	千葉	松戸	2019年10月28日	2020年1月9日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて現況届の提出が必要な方に対し提出方法を誤って説明したため、現況届の処理が遅れ、年金の支払いが差止となり未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●年金相談センターにおいて、現況届の提出方法について再確認しました。	1名	未払い	176,129

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
136	年金記録照会申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2019年 12月17日	2019年 12月23日	○お客様から問合せがあり、届書の内容確認及び進捗管理の不足から、添付書類に不備があるため速やかにお客様に返戻すべき年金記録照会申出書を返戻していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、届書の内容確認及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
137	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	新潟	上越	2016年 3月30日	2020年 3月5日	○お客様から問合せがあり、制度の理解不足から、共済組合で受付する必要がある標準報酬改定請求書を誤って年金事務所受付したため、共済組合記録について標準報酬改定処理が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を共済組合に回付し、標準報酬改定処理が行われました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求制度について再確認しました。	2名	なし	0
138	年金見込額の誤り	説明誤り	宮城	仙台南	2019年 8月26日	2019年 10月23日	○お客様から問合せがあり、標準報酬改定請求を行った場合の老齢厚生年金額を誤って試算し、年金見込額のお知らせを交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい記載内容の年金見込額のお知らせを交付しました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求を行った場合の年金見込額の試算について再確認しました。	1名	なし	0
139	年金見込額の誤り	説明誤り	神奈川	横浜中	2020年 2月27日	2020年 3月4日	○担当部署において確認したところ、年金見込額試算時の確認不足から、委託社会保険労務士が、既に受給している退職共済年金を考慮せず遺族厚生年金の年金見込額の試算を行ったため、お客様に誤った年金見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
140	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	東京	足立	2020年 1月頃	2020年 2月7日	○お客様から問合せがあり、年金の支払いスケジュールの確認不足から、未支給年金の支払い時期について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の支払いスケジュールについて再確認しました。	1名	なし	0
141	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	広島	広島東	2019年 12月16日	2020年 2月17日	○お客様から問合せがあり、支払スケジュールの確認不足から、年金相談センターにおいて65歳支給の老齢年金請求に伴う年金の支払開始時期について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●年金相談センターにおいて、年金の支払いスケジュールについて再確認しました。	1名	なし	0
142	年金の支給停止の誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2019年 10月9日	2019年 11月6日	○担当部署において確認したところ、補正作業時の確認不足から、年金の支払い作業時に補正処理が必要な方について補正処理を行わなかったため、高齢雇用継続給付受給に伴う年金の支給停止が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、作業手順の徹底を図ることとしました。	40名	過払い	92,747
143	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2019年 12月14日	2020年 2月26日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	74,594

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
144	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2019年11月20日	2020年2月6日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、金融機関コードの確認不足から誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、請求書処理時の金融機関コードの確認を徹底するよう指導しました。	1名	未払い	165,365
145		入力誤り	東京	東京広域事務センター	2019年12月26日	2020年3月6日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から口座番号の入力を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	148,897
146	年金給付関係通知書等の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2020年2月20日	2020年3月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に、入力項目の確認不足から漢字氏名の入力を誤ったため、誤った氏名が記載された年金証書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい氏名が記載された年金証書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
147		通知書等の作成誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年11月25日	2020年2月28日	○機構本部から連絡があり、通知書作成時の記載内容の確認不足から、遺族年金の不支給決定通知書に不支給決定の年金を遺族基礎年金と記載すべきところ誤って遺族厚生年金と記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
148	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	大阪	大阪広域事務センター	2020年3月5日	2020年3月9日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、委託業者が他のお客様に送付すべき年金証書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金証書を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
149	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	富山	富山	2020年3月11日	2020年3月11日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、年金相談センターにおいて他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●年金相談センターにおいて、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
150			静岡	三島	2020年1月17日	2020年1月17日	○担当部署において確認したところ、交付時の確認不足から、他のお客様の年金相談・手続受付票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金相談・手続受付票を回収しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
151	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	宮城	石巻	2019年 1月頃	2020年 1月14日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、他のお客様の氏名等を記載した書類を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
152			静岡	三島	2019年 9月24日	2019年 10月30日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、他のお客様の氏名等を記載した書類を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した書類を回収しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
153	年金給付関係書類の 管理誤り	確認・決定誤り	本部	システム 運用部	2019年 4月2日	2019年 6月5日	○お客様から問合せがあり、事務処理手順の確認不足から、電子申請による年金請求書について、担当部署への回付が遅れたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、電子申請が行われた場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	24,072
154			長野	伊那	2008年 1月頃	2019年 5月14日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、年金決定後の記録訂正処理に伴い老齢年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、再裁定報告書等を機構本部へ進達せず年金の再裁定が行われなかったため、年金が未払い又は過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	その他	1,259,432
155			千葉	千葉	2019年 9月11日	2020年 1月31日	○担当部署において確認したところ、届書の管理不足から、委託社会保険労務士が不備のある年金請求書をお客様へお返しせず保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不備のある年金請求書をお客様へお返ししました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
156			宮城	石巻	2019年 9月30日	2020年 1月24日	○市区町村から連絡があり、書類の管理不足から、市区町村が未支給年金請求書を未処理のまま保管し年金事務所へ送付しなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	58,126
157			滋賀	彦根	2019年 4月23日	2019年 11月8日	○市区町村から連絡があり、書類の管理不足から、市区町村において未支給年金請求書が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	183,363

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<p>○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ <p>※平成29年9月公表済みのもと同種の事案</p>
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<p>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</p> <p>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</p> <p>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</p> <p>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</p>
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<p>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</p> <p>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</p> <p>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</p>
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<p>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</p> <p>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</p>
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<p>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</p> <p>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</p> <p>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</p> <p>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</p>
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<p>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</p> <p>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</p> <p>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<p>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</p> <p>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</p>
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<p>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</p> <p>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</p> <p>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</p>
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<p>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</p> <p>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</p> <p>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</p>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<p>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</p> <p>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</p>

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)(「三共済」)についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができている場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することになっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することになっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合に、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。